

2019年度 政務活動費 情報公開度ランキング

アンケート結果について

全国市民オンブズマン連絡会議

連絡先 児嶋研二 電話 090-4487-3278

- 対象議会** 47都道府県議会、20政令市議会および58中核市議会の合計125議会。
調査実施期間 2019年5月30日質問表送付。2019年5月1日現在の状況を質問。
調査方法 各自治体の議会事務局宛にメールで質問表を送信した。
必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を確認した。
調査結果の詳細は、岐阜大会 資料集 34～61 ページ
情報公開度ランキングについては、3回目の公表

<調査結果> (各議会の回答担当者によって、同じ内容を実施している議会でも、回答が異なる場合や、回答担当者の勘違い等による誤りが含まれている可能性がある。今回の調査は順位付けよりも、全体の傾向を点数評価して比較するために行ったもの。政務活動費の情報公開度であって使徒内容のランキングではない。)

(1) 政務活動費公開度ランキングの結果

(ア) 都道府県 (平均48点、一昨年は平均39.8点)

1位 兵庫県、奈良県 97点、 3位 大阪府、京都府 92点
5位 東京都、富山県、沖縄県 90点、
36位 岐阜県 28点
最下位 佐賀県 10点、46位 香川県 12点、45位 埼玉県 14点、

(イ) 政令市 (平均44.8点、一昨年は平均34.4点)

1位 静岡市 97点、 2位 京都市、堺市 92点、4位 新潟市 90点、
最下位 名古屋市 10点、19位 横浜市 12点、18位 岡山市 13点

(ウ) 中核市 (平均58.5点、一昨年は平均44.4点)

1位 函館市 100点、 2位 富山市、久留米市 97点、
3位 八戸市、郡山市 95点、
6位 岐阜市 92点、

最下位 川口市 12点、57位 姫路市 22点、56位 山形市 24点、

(2) 最下位レベルの埼玉県、名古屋市、岡山市が領収書のネット公開の検討を始めた。

(3) 64議会(51.2%)が50点以下

50点は、「領収証を原本で提出し、閲覧ができ、会計帳簿、活動報告書、視察報告書の作成を義務付けし公表、マニュアルをネット公開」していれば獲得できる点数。50点も取れないのは、基本的な情報の作成すら義務付けていないことを意味する。

<情報公開度ランキングの採点基準>

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。 100点満点

1、領収書の公開について (30点)

- (ア) ネット公開 15点、 (イ) 領収書原本提出 7点、
(ウ) 領収書の支払先個人名公開 5点、 (エ) 領収書閲覧で公開請求不要 3点

2、会計帳簿(出納簿、支出の内訳など)について (20点)

- (ア) ネット公開 10点、 (イ) 提出を義務付けている 10点、

3、活動報告書、視察報告書について (各20点)

- (ア) ネット公開 10点、 (イ) 報告書の作成を義務付け、公表 10点

4、マニュアルの作成、ネット公開 (10点)

- (ア) マニュアルを作成している 5点 (イ) マニュアルをネットで公開 5点

(4) 領収書のネット公開について、

・宮城県、群馬県、東京都、富山県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

18都府県

・仙台市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市

9市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、福島市、郡山市、高崎市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、甲府市、長野市、岐阜市、岡崎市、大津市、高槻市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、呉市、福山市、下関市、高松市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、

35市

合計62議会 (全体の49.6%)

領収書のネット公開は、2013年の京都大会の報告ではわずか1議会、15年は、5議会、16年は9議会、17年は30議会、去年は49議会。来年度の領収書のネット公開が予定されているのは、秋田県、新潟県、さいたま市、倉敷市の4議会である。

(5) 昨年より「20点以上上昇」した議会は、5都県、3政令市、5中核市。

「1点以上増加」は8都府県、4政令市、12中核市（全体の19.8%）全体の8割は変化がないことは、議会に自主的に改革する動きがほとんどないことを示している。

政務活動費アンケート結果について

（1）2018年度政務活動費の執行率変化

政務活動費の総額について、2017年度の執行率に比べて、都道府県 0.7%増、政令市 1.6%減、中核市 1.8%減、全体では、0.2%減となり、大きな変化はない。

（2）2012年8月の地方自治法改正（政務調査費から政務活動費に名称を変更して、用途を拡大した。）以降の、平均執行率の変化（単位%）

	2013年	2015年	2018年	13年から18年への変化
都道府県	92.7	87.8	87.5	5%減少
政令市	90.0	85.6	85.1	5%減少
中核市	87.7	81.6	77.7	10%減少
合計	91.5	86.6	85.6	6%減少

（3）執行率が、10%以上減少した議会

呉市 -28.8%、鳥取市 -21.0%、新潟市 -16.1%、久留米市 -13.9%
浜松市 -13.4%、秋田市 -12.6%、姫路市 -10.2%

浜松市、姫路市を除いていずれも、領収書のネット公開を始めた議会である。
10%以上増加した議会はない。

《まとめ》

一昨年に開始した政務活動費の情報公開度ランキングによって、政務活動費の情報公開が少しずつ進んでいることが明らかになった。また、「不祥事が起こった翌年は政務活動費の執行率が減少する」のは、政務活動費が、本来の調査研究活動に支出されていないことを示している。

2013年の京都大会の全国調査では、函館市が唯一ホームページで領収書等を公開し、愛知県が初めて領収書をCDで交付していることが報告された。今回は約半数の議会で、領収書がHPで公開されていた。さらに市民の声で、HPでの領収書の公開を求めていく必要がある。

政務活動費の公開が進んでいないことは、議会の市民への情報公開が進んでいないことである。議会の非公開度は市民の常識とかけ離れている。市民に提供される情報が豊富になる、透明度がアップする、ということは、議会側に支出の適正化を促すことにつながり、本調査の意図もそのあたりにある。今後、市民の立場から、政務活動費の情報公開、特に領収書の公開だけでなく活動内容の公開に力を入れていく必要がある。